

(令和5年1月1日現在)

(単位:円)

裁判官・検察官の給与月額表

裁判官	検察官	報酬・俸給	地域手当	扶養手当	初任給		6月期 期末手当	6月期 勤勉手当	12月期 期末手当	12月期 勤勉手当	年収合計額	
					調整手当	月額の合計						
最高裁長官		2,010,000	402,000			2,412,000	5,604,885		5,604,885		40,153,770	
最高裁判事	検事総長	1,466,000	293,200			1,759,200	4,087,941		4,087,941		29,286,282	
東京高裁長官		1,406,000	281,200			1,687,200	3,920,631		3,920,631		28,087,662	
高裁長官	東京高検検事長	1,302,000	260,400			1,562,400	3,630,627		3,630,627		26,010,054	
	次長検事、検事長	1,199,000	239,800			1,438,800	3,343,411		3,343,411		23,952,422	
判 1	検 1	1,175,000	235,000			1,410,000	1,241,093	2,035,393	1,241,093	2,035,393	23,472,972	
判 2	検 2	1,035,000	207,000			1,242,000	1,093,218	1,792,878	1,093,218	1,792,878	20,676,192	
判 3 簡〇	検 3	965,000	193,000			1,158,000	1,019,281	1,671,621	1,019,281	1,671,621	19,277,804	
判 4 簡 1	検 4	818,000	163,600			981,600	864,012	1,416,980	864,012	1,416,980	16,341,184	
判 5 簡 2	検 5	706,000	141,200			847,200	745,712	1,222,968	745,712	1,222,968	14,103,760	
判 6 簡 3	検 6	副〇	634,000	126,800		760,800	669,662	1,098,246	669,662	1,098,246	12,665,416	
判 7 簡 4	検 7	副 1	574,000	114,800		688,800	606,287	994,311	606,287	994,311	11,466,796	
判 8	検 8	副 2	516,000	103,200		619,200	545,025	893,841	545,025	893,841	10,308,132	
	簡 5	副 3	438,900	89,780	10,000	538,680	753,741	890,089	753,741	890,089	9,751,820	
補 1 簡 6	検 9	副 4	421,500	86,300	10,000	517,800	724,335	854,802	724,335	854,802	9,371,874	
補 2 簡 7	検 10	副 5	387,800	79,560	10,000	477,360	667,382	786,458	667,382	786,458	8,636,000	
補 3 簡 8	検 11	副 6	364,900	75,680	13,500	454,080	596,391	696,229	596,391	696,229	8,034,200	
補 4 簡 9	検 12	副 7	341,600	71,020	13,500	426,120	559,344	651,772	559,344	651,772	7,535,672	
補 5 簡 10	検 13	副 8	319,800	67,260	16,500	19,000	422,560	553,348	441,324	553,348	441,324	7,060,064
補 6 簡 11	検 14	副 9	304,700	64,240	16,500	30,900	416,340	528,343	420,486	528,343	420,486	6,893,738
補 7 簡 12	検 15	副 10	287,500	60,800	16,500	45,100	409,900	499,860	396,750	499,860	396,750	6,712,020
補 8 簡 13	検 16	副 11	278,000	58,900	16,500	51,100	404,500	484,128	383,640	484,128	383,640	6,589,536
補 9 簡 14	検 17	副 12	258,000	54,900	16,500	70,000	399,400	432,432	340,560	432,432	340,560	6,338,784
補 10 簡 15	検 18	副 13	249,200	53,140	16,500	75,100	393,940	418,492	328,944	418,492	328,944	6,222,152
補 11 簡 16	検 19	副 14	243,400	51,980	16,500	83,900	395,780	391,780	306,684	391,780	306,684	6,146,288
補 12 簡 17	検 20	副 15	237,700	50,840	16,500	87,800	392,840	383,162	299,502	383,162	299,502	6,079,408
	副 16		226,500	48,600	16,500		291,600	366,228	285,390	366,228	285,390	4,802,436
	副 17		218,800	47,060	16,500		282,360	338,832	262,560	338,832	262,560	4,591,104

(注)

- 1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律第9条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。
- 2 地域手当は、東京都(特別区)(支給割合:20%)の場合の月額による(東京都(特別区)は1級地に該当)。
- 3 扶養手当は、配偶者(3,500円又は6,500円)及び子1人(10,000円)を扶養親族とする場合の月額による。
- 4 初任給調整手当は、副検事には支給されない。
- 5 「補5、簡10、検13、副8」から「補12、簡17、検20、副15」までの「月額の合計」及び「年収合計額」の各欄は、初任給調整手当を受ける者についての額を掲げた。
- 6 期末手当及び勤勉手当は、各支給月ごとの月額を掲げた。  
ただし、「高裁長官」及び「次長検事・検事長」以上の者は、期末手当(3. 3月分)のみで、勤勉手当の支給はない。また、「判1~8」、「簡○~4」、「検1~8」及び「副○~2」の者は、期末手当(1. 25月分)及び勤勉手当(2. 05月分)を、「補1~4」、「簡5~9」、「検9~12」及び「副3~7」の者については、期末手当(2. 0月分)及び勤勉手当(2. 4月分)を、「補5」、「簡10」、「検13」及び「副8」以下の者については、期末手当(2. 4月分)及び勤勉手当(2. 0月分)をそれぞれ掲げた。  
なお、これらの手当の算定の基礎となる給与には、「補2」、「簡7」、「検10」及び「副5」以上の者については報酬又は俸給月額の25%を、「補3、4」、「簡8、9」、「検11、12」及び「副6、7」の者については報酬又は俸給月額の15%を加算した上、これらの者については更に報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の20%を加算し、「補5~8」、「簡10~13」、「検13~16」及び「副8~11」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の15%を、「補9、10」、「簡14、15」、「検17、18」及び「副12、13」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の10%を、「補11、12」、「簡16、17」、「検19、20」及び「副14~16」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の5%を加算した。